

追加検証 数値は語る、硫化水素流出事故の“真”の原因

前号『鳴り砂別冊 検証』では、宮城県・女川町からの開示文書のうち、2021.7.15付「(女川2) 制御建屋における体調不良者の発生について」(事故当日の硫化水素濃度測定値)から新たに判明したことを解説しましたが、本稿では、自治体(宮城県・女川町ほか)がこの間3度行なってきた立入調査(A:2021.7.15、B:2021.11.15、C:2022.6.2に係る各開示文書)に敬意を表し(Cに係る非開示文書も含む各種の資料入手にも感謝)、立入調査関係文書で明らかになったことをいくつか紹介します。

《立入調査時の自治体側の認識》

まず、Aの「講評」には、「今回は、有毒ガスによる人的被害という看過できない事象であり、ひいては発電所の安全性にも影響を及ぼすもの」という2021.7.12事故に対する評価が明記されています。ただし、「立入調査の確認票」では、事故直後で東北電力自身がいろいろと確認中だったため、特に注目記載はなし、でした。

Bの「講評」には、「今回の問題は、一步間違えば、従業員が亡くなったり、…状況によっては大きな問題に至るもの…」との認識が示され、また、同時に調査された「焼却炉建屋内の火災報知機作動」と「3号機原子炉建屋の点検用足場のボルト類落下」も併せて、「大きな事故の前には必ず小さな事故あるいは小さな不具合があり、それが積み重なることによって、大きな事故につながる可能性がある」とも指摘していました。「立入調査の確認票」では、まず沈降分離槽からのスラッジ(汚泥)排出について「震災後はH23.9、H24.5、H25.9」の3回排出され、H25.9で「多くのスラッジを排出し、汚泥のレベルは低かった」と、処理系を共用する他の設備の保管容量が少なかった(=他の設備のスラッジ処理を優先)ため、その後は排出せず、その結果事故時には大量蓄積していたことが説明されたようです。また、遠心脱水後の「汚泥の水分含有量は比較的高い」との記

載があることから、遠心脱水前・沈降分離槽内の汚泥の含水率は「極めて高い」ことは明らかで、そのような(コロイド状)汚泥が固結し、内部に硫化水素が大量蓄積(『東北電力(社員)理論』によれば)することなど、物理学的・化学的に不可能であることが分かります。

Cの「立入調査の確認票」には、非開示文書(前号記載の「2~3」)の概要が記されています(その部分是非開示とする必要はないはず)。「2」では、推定表題の、スラッジ固化処理後の固体廃棄物保管量は38,056本(容量55,000本)。「3」では、沈降分離槽スラッジは、作業開始時75.34 m³(*事故時74 m³)、2022.6.2時点で3 m³・ドラム缶12本分が排出完了、50 m³まで18週を要し、搬出完了までは45週、9月まで作業予定で、以降中断して年度内完了不能、完了時期未定。なお、「3」同様、「11」として開示されたCの添付資料・2022.6.2付東北電力「…硫化水素の流出事象に係る対応状況」(前号でも言及)でも、2022.3月末に硫化水素が0 ppmとなったため、4.20からスラッジ排出し、5月末時点で3 m³排出、との記載あり。<これらのスラッジ排出情報は『鳴り砂No.298 気になる動き96-6』で紹介>

《2つの数値から判明した真の事故原因》

さらに、注目すべきことに、Bの「立入調査の確認票」の「調査結果」欄には、「部屋換気の設計値は700 m³/h」、「空気攪拌は434 m³/h」と、特に筆者がこれまで知りたかった**重要な数値2つ**が記載されていました【下記】。

それによれば、まず換気(排気速度)の設計値は「700 m³/h」とされているものの、ペントライン(排気用配管)の断面積が小さく=流路抵抗・圧力損失が大きいため、実際の排気量はそれ以下(1~2割低下なら630~560 m³/h)のようです。一方、空気注入量(注入速度)は「434 m³/h」と記載されていますが、これは通常時(事故前作業時)の設定値と思わ

- 換気空調系の設計排気量、今回の硫化水素の想定発生量わかる書類
- 設計排気量
- 想定硫化水素発生量

⇒ 部屋換気の設計値700m³/h。ペントライン断面積小さく、排気量はそれ以下。空気攪拌は434m³/h。硫化水素は3年前から発生。量は不明。
(確認文書)設計書

れ、7.12 事故時は、注入圧を倍増 (0.7kg/cm²⇒1.4kg/cm²【表：2021.11.5 付東北電力の安全協定に基づく自治体への報告文書(協定文書)】)させていたことから、「868m³/h」だったと推定されます (30分曝気なので、総注入量は434m³)。

したがって、注入速度868m³/h>排気速度700m³/h (注入量434m³>排気量350m³) だったから硫化水素含有空気を「排気し切れなかった」ことは明らかで、排気量は増やさずに空気注入量(圧)だけ倍増させた「軽率な作業変更＝単純な人為ミス」が硫化水素逆流の事故原因であることが、ようやく数値的に裏付けられました。

このように、2つの数値から、事故原因が単純な「排気量不足」だったことは明らかで、「固結スラッジが高圧曝気でほぐされ、硫化水素が一気に噴出したので排気し切れなかった」という非科学的な『東北電力理論』などわざわざ“捏造”しなくてもよかったです。この間東北電力が、空気注入速度や排気速度等のデータ公表を拒んできた最大の理由は、「真の事故原因＝人為ミス」(もしかすると、曝気効果の低下原因がコロイド状スラッジの「固結」にあり、対策として「注入圧倍増(固結の機械的破壊)」を思いついた電力社員(『理論』考案者?)が、「注入圧倍増＝注入量倍増⇒排気量倍増」という物理化学の初歩に思い至らなかった?)を隠し通すためだったことは明白です。2つの数値をきちんと記録しておいた自治体担当職員には感謝です。

≪事故前と事故時の硫化水素濃度検証：「簡易計算」≫

さらに、上記数値を用いると、この間の筆者

表1 空気攪拌作業の実施状況

実施日	供給方法	空気供給圧力	供給時間	系外流出
6月以前	手動	0.7kg/cm ²	約30分	なし
7月5日	手動	1.0kg/cm ²	約10分	なし
		1.4kg/cm ²	約20分	なし
7月6日	自動 ^{*1}	1.4kg/cm ²	約3秒 ^{*2}	なし
7月12日	手動	1.4kg/cm ²	約30分	あり

の試算が具体的に検証できます。

まず、『鳴り砂No.298 短信』に示した、硫化水素濃度を求める「簡易計算」(曝気効果の検証)を行なってみます。

ここで、空気注入量(注入速度)は「434m³/h(事故前の通常時)、868m³/h(事故時)」の2通りとし、タンク気相部の曝気前の硫化水素分圧P_{S0}は「1、0.5、0.1、0.05、0.01atm」の5通りを仮定し、他の条件は「簡易計算」と同じ(タンク気相部26m³、液相部74m³等)とします。

まず、「434m³/h(通常時)」には、曝気前分圧(初期濃度)「1～0.01atm(100000～10000ppm)」から、30分曝気後には「0.441654、0.252306、0.055654、0.028148、0.005681atm(441654～5681ppm)」と、いずれも約半分に低下します(逆に言えば、半分程度にしか低下しないのに、どうして週一回の30分曝気で“硫化水素抑制は十分”としたのか、不可解です。東北電力は、少なくともこのような曝気効果を定量的に検討した上で、曝気継続時間や頻度を適切に設定・増加させるべきだったのでは?>。

一方、初期分圧「1atm」での30分曝気量「217m³」と液相部から気相部への硫化水素移行量「146m³」を足した要排気量「363m³」と、設計排気速度での30分排気量「350m³」とを比較すれば、要排気量「363m³」>設計排気量「350m³」なので、「排気量不足」となります。これは、事故前は逆流なし(排気可能だった)との東北電力の説明と矛盾しますので、それを信じて計算すれば、排気可能な初期分圧

	Va	気 注入空気(曝気)速度 434m ³ /h	ℓ	434000	434000	434000	434000	434000	434000
	Iva	注入空気量合計(30分間)	ℓ	217000	217000	217000	217000	217000	217000
曝気前	Ps0	気 硫化水素分圧	atm	1	0.5	0.1	0.05	0.01	0.927
	C0	液 硫化水素濃度	ppm	5000	2500	500	250	50	4635
	Ss0	液 硫化水素溶存量	g	370000	185000	37000	18500	3700	342990
	Ds	液⇒気 硫化水素移行・気化量	g	206588.08	91646.82	16407.88	8085.38	1598.21	188467.87
	Ds/Ss0	硫化水素移行・気化(除去)割合	%	55.83	49.54	44.35	43.70	43.19	54.95
曝気後	Vs	硫化水素移行・気化体積	ℓ	145648	64612	11568	5700	1127	132873
	TVA	気相部体積合計	ℓ	388648	307612	254568	248700	244127	375873
	Ps	気 硫化水素分圧	atm	0.441654	0.252306	0.055654	0.028148	0.005681	0.417627
	C	液 硫化水素濃度	ppm	2208.27	1261.53	278.27	140.74	28.40	2088.14
	Ss	液 硫化水素溶存量	g	163411.92	93353.18	20592.12	10414.62	2101.79	154522.13
		Vs/Va			0.671187937	0.297753104	0.053307884	0.026268756	0.005192461
	30分間	設定排気量(700m ³ /h)	ℓ	350000	350000	350000	350000	350000	350000
		要排気量(空気注入量+硫化水素移行量)	ℓ	362648	281612	228568	222700	218127	349873
		排気可否		排気量不足	排気可能	排気可能	排気可能	排気可能	排気可能

	Va	気 注入空気(曝気)速度 434m ³ /h * 2	ℓ	868000	868000	868000	868000	868000	868000
	Tva	注入空気量合計(30分間)	ℓ	434000	434000	434000	434000	434000	434000
曝気前	Pa	気 硫化水素分圧	atm	1	0.5	0.1	0.05	0.01	0.0001
	C₀	液 硫化水素濃度	ppm	5000	2500	500	250	50	0.5
	Ss₀	液 硫化水素溶存量	g	370000	185000	37000	18500	3700	37
	Ds	液⇒気 硫化水素移行・気化量	g	251863.48	119059.82	22594.63	11218.05	2230.84	22.28
曝気後	Ds/Ss₀	硫化水素移行・気化(除去)割合	%	68.07	64.36	61.07	60.64	60.29	60.21
	Vs	硫化水素移行・気化体積	ℓ	177568	83939	15930	7909	1573	16
	TVA	気相部体積合計	ℓ	637568	543939	475930	467909	461573	460016
	Ps	気 硫化水素分圧	atm	0.319288	0.178217	0.038933	0.019681	0.003971	0.000040
	C	液 硫化水素濃度	ppm	1596.44	891.08	194.67	98.40	19.85	0.20
	Ss	液 硫化水素溶存量	g	118136.52	65940.18	14405.37	7281.95	1469.16	14.72
	Vs/Va			0.409142011	0.19340786	0.036704068	0.018223261	0.003623902	3.61875E-05
30分間		設定排気量(700m ³ /h)	ℓ	350000	350000	350000	350000	350000	350000
		要排気量(空気注入量+硫化水素移行量)	ℓ	611568	517939	449930	441909	435573	434016
		排気可否		排気量不足	排気量不足	排気量不足	排気量不足	排気量不足	排気量不足

は「0.927atm」以下と求められます(実際の排気量が1割減「315m³」なら「0.717atm」以下、2割減「280m³」なら「0.488atm」以下)。よって、事故前のタンク気相部の硫化水素分圧は、最大でも「0.5atm」程度だったと推定されます。

次に、事故時の曝気速度「868m³/h」では、上記5通りの初期分圧「1～0.01atm」に対応する30分曝気後分圧は「0.319288、0.178217、0.038933、0.019681、0.003971atm(319288～3971ppm)」(約3～4割に低減)となり、また、当然ですが、いずれの場合も、要排気量「434+硫化水素移行量 X m³」>設計排気量「350m³」と「排気量不足」で、換気空調系で排気し切れず逆流不可避という結果になります。

いずれにしても、事故時には、初期分圧が「0.5atm」ならもちろん(開始直後500000～終了時178217ppm)で、「0.01atm」でも(10000～3971ppm)、さらにより低い「0.0001atm」でも(100～40ppm)、逆流した硫化水素は、作業員7名に健康被害をもたらす(許容濃度5ppm)には十分高濃度だったと推測されます。

《無処理放出硫化水素の2号機への影響検証：「簡易拡散計算」》

次に、『鳴り砂No.300 短信』に示した「簡易拡散計算」により、通常曝気作業時(今後継続?)に換気空調系から(1号機排気筒経由)無処理放出された硫化水素が2号機中央制御室等に及ぼす影響について検証してみます。

ここで、空気注入速度は「434m³/h(通常時)」とし、タンク気相部の曝気前の硫化水素分圧(放出初期値)は、通常時に換気設計値で十分排出可能な「①0.1、②0.01、③0.001atm【前出表では省略】」を仮定し、30分曝気による空気注入総量(217m³)と「簡易計算」で求め

られた硫化水素気化(移行)量の合計=要排気量「①228.568、②218.127、③217.112」(m³)を30×60=1800で割って排気速度を求め(①0.12698、②0.12118、③0.12062)(m³/s)、それに硫化水素分圧を掛けたものを硫化水素の排出速度Qp(m³N/s)とすると(その後他の換気空調系の排気と混合・希釈されても、硫化水素総量は変わらないので、排出速度も変わらない)、曝気開始直後から終了時(30分後)の排出速度は、「①0.020147～0.011213、②:0.001270～0.000721、③0.000121～0.000069」(m³N/s)となります。

これらの排出速度を用い、他の条件は「簡易拡散計算」と同じ値を用い(「y=0m」、有効煙突高「He」と「z座標」は同じ「125m」、大気安定度「G(強安定)」、風速u「1m/s」)、2号機中央制御室・外気取入れ口のある「x=300m」地点での拡散希釈後の硫化水素濃度Cを求めると、①では「開始時128～終了時71ppm」、②では「8.1～4.6ppm」、③では「0.8～0.4ppm」と算出されます【計算結果の表は省略】。

したがって、少なくともタンク気相部の曝気前分圧が0.1～0.01atm(100000～10000ppm)程度の場合、30分の曝気作業中に換気空調系から(1号機排気筒経由)無処理放出された硫化水素は、2号機中央制御室・換気取入れ口やその周辺に「有害濃度で到達する(作業員らに健康被害をもたらす)」可能性があることが分かります。

なお、排気筒からの拡散の場合は2号機中央制御室には「致死濃度」で達することはないようですが、ランドリドレン処理系の設備共用の廃止・接続配管の撤去などをしない限り、7.12事故同様のベントライン経由の逆流(隔離弁・曝気ポンプ・排気ポンプなどの故障・誤起動・不作動などにより)が生じた場合は、(1号機洗濯室や)2号機制御建屋に「致死濃度」以上で

流出する可能性があることを忘れてはならないと思います。

《東北電力のデータ隠し＝有毒ガス防護の不備隠し》

いずれにしても、「(タンク液相部の?) 硫化水素濃度の測定値」(非開示文書「6～8」に記載?) が明らかになれば、今後も継続される無処理放出の危険性、ひいては2号機の有毒ガス防護の不備(規制委審査の誤り)も、具体的に明らかになるため、東北電力は必死に隠し続けるのだと思います(だからこそ、別稿記載のと

おり、自治体にも強く非開示要請。今後の「審査請求・情報公開審査会の審議」が重要です)。

現状では、硫化水素が継続的に発生し続け、換気空調系・1号機排気筒から無処理放出され続け、2号機中央制御室もしくはその近傍に有害濃度で到達する可能性が十分にありますので、法的に求められた硫化水素の検出・警報装置なしの女川2再稼働・有毒ガス防護は、決して許されないと考えます。

<2023.7.7 了>

(仙台原子力問題研究グループ I)

短信

硫化水素流出事故の情報公開顛末記:その1

前号『鳴り砂』記載のとおり、2021.7.12 硫化水素流出事故について宮城県と女川町より入手した情報から新たに様々な事実【別稿参照】が判明したことに“味をしめ?”、さらなる情報開示を求め、先日(5.26)、2022.6.2 立入調査時説明資料の推定計12文書の非開示(黒塗り)処分に対する「審査請求」(異議申し立て)を行ないました。

争点(審査請求理由)は、宮城県の場合は、情報公開条例第8条第1項第3号の「対象行政文書には、測定値、管理数量等の管理記録や、設備の運転、保守に係る技術情報、ノウハウ等が含まれており、これらは法人の内部管理に属する情報であり、公開することにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められる」と、第4号の「対象行政文書には、核防護上重要な情報が含まれており、公開することにより、放射性物質を標的としたテロ活動等に利用されるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる」という非開示理由への該当性です。

それに対して、非開示情報は「公開することにより、当該法人の事業活動が損なわれる」ような機微な企業秘密情報には該当せず、単なる測定値、管理数量等の管理記録に過ぎないもので、むしろ、第3号の例外規定である「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する可能性が大きいことを主張しました。同様に、仮に第4号規定の「核防護上重要な情報が含まれて」いたとしても、「公開することにより、放射性物質を標的としたテロ活動等に利用されるおそれがある」ような機微な核物質防護上の機密情報には該当しないと主張しました。

同様に、女川町に対しても、「法人等に所属する個人の氏名等については、女川町情報公開条例第7条第3号に規定する法人に関する情報で、開示することにより、当該法人の利益が損なわれる可能性がある」と判断されるため」という今回の非開示理由について、まず、「法人等に所属する個人の氏名等」と、氏名以外の大抵の主要な非開示情報が「等」という言葉で一括りにされている表記の不適切さを指摘した上で、条例第7条第3号は「法人その他の団体に関する情報…であって、開示することにより、当該法人等…の事業活動上の利益が著しく損なわれると認められるもの」とされているのに対し、当該非開示情報は、当該法人の利益が損なわれる「可能性」があるという程度のものでしかなく、第3号に厳密に該当するとは思われず、条例の原則公開の趣旨に反する不当な処分である、と主張しました。

今後、宮城県・女川町ともに「情報公開審査会」の審議が始まりますが、両者の手続きは異なるため、個別に対応する予定です。両審査会とも“東北電力の情報隠し要請”を安易に受容せず、内容を精査し、『原則公開』を貫いてほしいと思います。

【追伸:宮城県からの6.20「弁明書」送付を受け、上記主張をさらに詳しく述べた6.30付「反論書」を提出しました。近日中に審査会での審議開始となり、意見聴取等がなされる予定です。女川町の場合、実施機関の決定理由説明書が作成されれば、直ちに審査会へ諮問・審議開始となるようで、意見聴取等の連絡待ちです。】

<2023.7.2 了>

(仙台原子力問題研究グループ I)

【女川原発アラカルト】

【5月】

19日(金) 総務省、宮城県が女川原発に課す「核燃料税」の変更へ同意。次期課税期間(23年6月～28年6月)に税率を現行の15%相当から17%相当に引上げる。

西村康稔経済産業相、大手電力7社の家庭向け電気の規制料金の値上げを認可。東北電力は6月1日から平均25.47%値上げ。

20日(土) 学生団体「Fridays For Future Sendai Japan」、アジア気候正義アクションIN 仙台、赤い布で口を覆い(赤い布の意味は、大気汚染で息ができないこと、言論弾圧、暴力による血)、仙台駅西口でスタンディング。若者12名参加。

23日(火) 「ストップ女川原発再稼働 紙面デモ(意見広告)運動」プロジェクトチーム第3回ZOOM会議。6/6、6/11、6/28、7/11、7/18。

24日(水) 女川原発再稼働差止訴訟判決期日、「不当判決」、仙台地裁第101号法廷。裁判所前三角公園で事前集会、傍聴席72名に対し140名が抽選、入廷行進。齊藤充洋裁判長、判決言い渡し、判決要旨の告知のみ4分。「避難計画の実効性について司法判断を放棄し、深層防護の原則を否定する判決に抗議する原告団・弁護団声明」、記者レクと報告集会、仙台市戦災復興記念館5階大会議室、約150名参加。

25日(木) ふるさとを返せ!津島原発訴訟控訴審、現地進行協議。裁判官3名、国・東電側代理人10名、原告団約40名、弁護団20名の計70名が参加。津島地区内10箇所まで被害実態等を訴え。

「第164回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、女川町役場1階生涯学習センターホール。市民等5名傍聴。

26日(金) 県内38団体、「女川原発の安全性に係る検討会(仮称)の設置を求める要望書」を、三陸の海を放射能から守る岩手の会等6団体が「女川原発の重大事故を防ぐため監視監督を徹底することを求める要請・質問書」を、村井知事宛て再提出し、県の回答に関し原子力安全対策課と交渉。市民11名と岩手の会3名参加。

『原発をとめた裁判長』上映実行委、『原発をとめた裁判長そして原発をとめる農家たち』上映会、仙台市旭ヶ丘青年文化センターエッグホール、共催:あいコープみやぎ。117名参加。

28日(日) 写真集「原発のまち50年のかお—女川から未来を考える」(阿部美紀子編)出版を祝う会、女川町まちなか交流館。70年代当時の青年行動隊の阿部七男さんや出版社の方などゆかりの方約50名参加。

30日(火) 村井知事、女川原発30⁺圏内(UPZ)

自治体の登米、東松島、涌谷、美里、南三陸の5市町の首長と県庁で面談、2024年度から女川原発核燃料税交付金の交付対象拡大を表明。

31日(水) 参議院本会議、原発運転60年超を可能にする「GX脱炭素電源法案」【電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理法)]を、立憲民主と共産、れいわ新撰組、社民が反対したが、自民、公明、日本維新の会、国民民主などの賛成多数で可決。

東北電力、女川原発2号機の「特定重大事故等対処施設」の設置許可申請に関する補正書を原子力規制委員会に提出。7/12、敷地内断層に係る追加調査結果などの補正書を規制委に追加提出。詳細は非公開。

県、5月17日に採取された七ヶ宿町の野生コシアブラ、栗原市(旧築館町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧志波姫町、旧若柳町、旧一迫町以外の区域)の野生タケノコ6検体から110~270Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

【6月】

2日(金) 参議院本会議、改正福島特措法が与党などの賛成多数で可決。帰還困難区域内に、国費で除染する「特定帰還居住区域」を新設。

3日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第86回甲状腺エコー検査inしばた」、しばたの郷土館「ふるさと文化伝承館」、検診医/寺澤政彦医師、30名が受診。

4日(日) みやぎアクション、オンライン会議。10名参加。7/2、12名参加。

脱原発全国株主運動交流会、オンライン会議。12名参加。

東北電力ネットワーク、再生可能エネルギー発電事業者を対象に「出力制御」を実施。最大252万kWh(10時30分から11時)を一時停止。17日(土)最大37万kWh(11回目)。

5日(月) 女川原発再稼働差止訴訟原告団・弁護団、仙台高裁に控訴。26日、「控訴理由書」および「上岡直見氏意見書」提出。

6日(火) 山形・幸せの脱原発ウオーキング等3団体、吉村美栄子山形県知事に、女川原発2号機の再稼働に反対するよう求める要望書を提出。県企業局にも、東北電力株主総会で脱原発株主提案に賛同するよう要望。

加美町民15名、猪股洋文町長に対し、加美町風力発電地上権契約差止及び違法確認住民訴訟を仙台地裁に提訴。

7日(水) 「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審第

6 回口頭弁論 仙台高裁101号法廷。

- 12 日（月） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に5月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。5月26日、女川原発3号機タービン建屋地下1階復水器室（放射線管理区域内）に設置している足場などで、変色し埃が付着した古いたばこの吸殻を1本ずつ（計2本）発見したと発表。
- 13 日（火） 脱原発仙台市民会議等13団体、郡和子仙台市長宛に「東北電力株主総会において、仙台市が東北電力の株主として脱原発株主の会の7提案に賛同し、女川原発の再稼働に反対することを求める要望書」を提出。石神町内会（仙台秋保町）、「原発に依存しない株主提案に賛同を求める要望書」と質問書を提出。本庁舎2階第2会議室。仙台市議2名を含む17名参加。
- 14 日（水） 岩手の会等6団体、宮城県村井知事宛に再質問書提出。
女性ネットみやぎ、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。7/12。
東北電力、女川原発防潮堤海側付近（屋外）での排水路設置工事で、プラスチック製排水管を固定する架台の溶接作業中、9時35分頃火災が発生、直ちに現場作業員が初期消火、10時28分に石巻広域消防本部へ通報、11時21分に女川消防署が現場に到着し鎮火を確認した、と発表。23日、原因と再発防止策を公表したが、元々作業計画書に火気対策が明記されていなかった。
- 17 日（土） 琉球弧の軍事化に抗する市民の会・みやぎ、-Part4-「ノーモア沖縄戦！～『台湾有事』と原発政策を考える」—「中国は本当に脅威なのか？」泉川有樹さん（沖縄大学地域研究所特別研究員）、「基地問題と原発問題に共通する『棄民政策』」阿部美紀子（女川から未来を考える会代表）、仙台弁護士会館4階。
みやぎ地域・市民電力連絡会、環境学習会、エコスタイル社の補助事業で太陽光発電が設置された古川くりの木保育園で開催。園児と保護者、職員合わせて26名参加。
- 19 日（月） 村井知事、経済産業省で西村経産相に、福島原発の「処理水海洋放出」の再考などを求める要望書を提出。
- 20 日（火） 意見広告の会、ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ（意見広告）運動「キックオフ集会」、県民会館602会議室。オンライン含め約60名参加。
- 21 日（水） 原発問題住民運動宮城県連絡センター、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

県、大崎市で7日に採取された野生ワラビ2検体から150、170 Bq/kg、気仙沼市細野で5月20日に捕獲されたニホンジカから111 Bq/kgの放射性セシウムをそれぞれ検出したと発表。

- 22 日（木） 6月宮城県議会、一般質問で大内真理議員が女川原発再稼働問題、また坂下賢議員がアルプス処理水について質問。
- 23 日（金） NHK東北、19時30分から「検証！原発事故時の避難計画？」（30分）を放送。
- 25 日（日） 女川原発UPZ住民の会、第6回総会&学習会～福島第一原発の事故を改めて考える～『朗読劇 線量計が鳴る』DVD上映会、東松島市矢本西市民センター。32名参加。
放射能問題支援対策室いずみ、「第87回甲状腺エコー検査inしろいし」、ふれあいプラザ、検診医/寺澤政彦医師、30名が受診。
- 26 日（月） 「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟・第2陣山木屋訴訟控訴審第7回口頭弁論、原告本人2名と代理人3名が意見陳述し結審。第3民事部瀬戸口裁判長、判決期日指定せず。傍聴席満席。仙台高裁101号法廷。報告集会、仙台弁護士会館4階、85名参加。
- 27 日（火） 加美町監査委員、加美町とJRE宮城加美との風力発電事業協定締結差止を求めた住民2名の監査請求を却下。
- 28 日（水） 東北電力(株)第99回定時株主総会、東北電力本店1階大会議室。2時間23分。脱原発東北電力株主の会10名参加。コロナ5類移行もあり参加株主は185名（昨年は142名）、株主限定でネットライブ中継。
- 29 日（木） 「脱原発をめざす宮城県議の会」勉強会、女川原発再稼働差止訴訟弁護団の小野寺信一弁護士と原告団長・原さんが「5.24仙台地裁判決の問題点と高裁への控訴理由について」解説。県議会庁舎1F議員応接室。15名参加。

【7月】

- 3 日（月） 「ストップ！女川原発再稼働」意見広告の会、県政記者会で「クラウドファンディングスタート」の記者会見。13名参加。
東北電力、女川原発2号機に所内常設の3系統目の直流電源設備（蓄電池）を原子炉建屋に新設するため、県と女川町、石巻市に「安全協定」第12条に基づく事前協議の申し入れ。設置済みの2系統の直流電源設備に加え、全交流電源を喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うための設備。また、火災防護対策のため、原子炉建屋に設置している固体廃棄物処理系固化装置の固化材について、可燃性のプラスチックから不燃性のセメントに変更。4日、規制委に「原子炉等規制法」に基づく「原子炉設置変更許可申請書」を提出。

- 4 日 (火) 宮城県議会、「処理水」の海洋放出に反対し、国が漁業者などの理解を得たうえで責任を持って対応するよう求める意見書を全会一致で可決。「再生可能エネルギー地域共生促進税」を全会一致で可決。全国初の条例。
- 5 日 (水) 加美郡の風力発電を考えるネットワーク、県に事業の白紙撤回指導を求める要望書と2万6037人分の署名簿を提出。
- 6 日 (木) 規制委、女川原発2号機の新規制基準適合性審査会合。東北電力、重大事故発生時に原子炉建屋の水素爆発による損傷を防ぐための保安規定の変更を巡り、建屋3階以外の局所エリアで水素濃度が上昇する場合の対応などについて説明。
- 7 日 (金) みやぎ生協など4団体、汚染水海洋放出反対の署名簿3万2787人分を東京電力と経済産業省に提出。提出は3回目、全国から累計25万4353人分を集めた。
- 10 日 (月) 原発避難者追い出し裁判控訴審第1回口頭弁論、仙台高裁101号法廷。支援等約40名が傍聴。被控訴人Aさんの意見陳述と柳原弁護士の控訴理由書陳述の後、第3民事部瀬戸口壮夫裁判長が突然「結審」と判決日を言い渡し逃亡。怒りの報告集会、仙台弁護士会館306号室。
- 11 日 (火) 脱原発仙台市民会議等13団体、仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課と財政局財政部財政課、環境局環境部地球温暖化対策推進課の課長等と、要望書と質問書への回答および女川原発再稼働ならびに避難計画等について、仙台市と再交渉。本庁舎5階第二会議室。市議1名を含む18名参加。
- 12 日 (水) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に6月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。女川1号機の燃料交換機の動作確認のため、6月29日、機上操作卓パネルコンピュータによる運転操作を実施したが、正常に動作ができない状態になり、代替のコンピュータを用いて、燃料交換機が動作可能であることを確認したと発表。
- 14 日 (金) 脱原発スタンディングの会、『脱原発金曜屋スタンディング』、仙台市フォーラス前。5/19日7人、26日6人、6/2日6人、9日4人、16日5人、23日6人、30日7人、7/7日6人、14日7人。
- 19 日 (水) 脱原発仙台市民会議、仙台市議選立候補者18人が女川原発再稼働に反対と、アンケート結果を記者会見と風の会HPで公表。
(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【5月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

19 日 (金) 第480回「金曜デモ」、小雨の中、女川原発再稼働やめよう！と、肴町公園から15名の市民が参加。

26 日 (金) 第481回「金曜デモ」、「放射性物質が放出される事故の具体的立証が無い」という理由で避難計画の不可能性を不問にするという、あまりにも非常識な仙台地裁判決に対する怒りの声が多数、これからも女川原発廃炉に向けて、声をあげていきましょうと、肴町公園から25名の市民が参加。

【6月】

2 日 (金) 第482回「金曜デモ」、仙台市中心部のアーケードを女川原発再稼働やめよう！と、元鍛冶丁公園から15名の市民が参加。

9 日 (金) 第483回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

18 日 (日) 第484回「日曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

23 日 (金) 第485回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

30 日 (金) 第486回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【7月】

7 日 (金) 第487回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

16 日 (日) 第488回「日曜デモ」、35.4℃の猛暑の中、「汚染水を海に流すな！～海といのちを守るパレード」に連帯し、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。(空)

●汚染廃棄物「焼却」を

めぐる動き

【5月】

29 日 (月) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟第20回口頭弁論、最終弁論（結審）、青木一政さんと矢ヶ崎克馬さんの証言ビデオを法廷で上映。代理人意見陳述として、松浦弁護士が「すでに平穏生活権の侵害が発生している」などと指摘。仙台地裁101号法廷、傍聴人約50名、原告・被告合わせて70名参加。報告集会、仙台弁護士会館4階。

【6月】

13日(火) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、宮城県に「農林業系汚染廃棄物の県外処理」に関する公文書開示請求。26日、県と開示日を交渉。7月14日、「打合せ記録」部分開示。

【7月】

9日(日) 大崎住民訴訟を支援する会、放射能汚染廃棄物焼却問題と内部被ばくについて考える学習講演会『内部被ばくの危険性—私たちの健康に与える影響について』講師：矢ヶ崎克馬氏(琉球大学名誉教授)、仙台弁護士会館4階、オンライン含め80名参加。

(空)

【抗議声明】

7月10日第1回弁論だけで審理終了した、 仙台高裁第3民事部に抗議する

2023年7月11日
建物明渡等請求控訴事件 控訴人弁護団

記

1. 福島原発事故の避難者を避難先の国家公務員宿舎から追出そうとする今回の裁判は、この国が過去に経験したことのない福島原発事故に直面して、放射能汚染地から避難した住民の命、健康、暮らしに直結した「住民の人権はどのように守られるべきなのか」が正面から問われた、過去に前例のない人権裁判です。日本政府は311まで、日本に原発事故は起きないという安全神話の中に眠りこけていたため、原発事故避難者の救済に関する法律は何も整備されていなかった。

2. この遅れた状況にあって、原発事故避難者の正しい救済を与える手がかりは、幾度にも及ぶ避難民や国内避難民の悲惨な体験の中から、彼らの救済のあり方を作り上げてきた国際人権法の中にあり、またそれ以外にはなかった。

私たちは、今回の裁判が正しく裁かれるためには、国際人権法の(国内)避難民に関する人権規定に基づいて解決するしかないことを、一審の福島地裁からずっと主張してきた。しかし、福島地裁は、私たちの訴えに全く耳を傾けず、三行半の無内容で理由不備な判決を下した。こうして、福島県の強行する酷薄な避難者追出しにお墨付きを与えた。この意味で、今回の控訴審の裁判こそ、国際人権法による解決が達成されるべき重要な裁判でした。

折りしもこの5月に、原発事故避難民の人権状況を、昨秋来日し調査してきた国連特別報告者ダ

マリイ氏の公式報告書が国連人権理事会に提出され、その中には、この裁判に警鐘を鳴らす記述もあり、いまやこの裁判は、人権に関する世界の良識の最大の関心事となっていました。

3. 従って、本来であれば、この控訴審の裁判で、国連関係者も証言台に立ち、十分な時間をとって国際人権法の原則が解明され、本件について正しい裁きがなされるべきものでした。ところが、仙台高等裁判所第3民事部(瀬戸口壯夫裁判長)は、今週10日の第1回弁論期日において、1回だけの、それも30分足らずの短い審理だけで、突如「審理終了」を宣言し、私たち控訴人、代理人、傍聴に詰めかけた支援者の前からさっと逃げ去りました。

4. これはズバリ「裁判の拒絶」であり、憲法が保障した「裁判を受ける権利」の侵害以外の何ものでもない。その結果、一審福島地裁の三行半の判決を正当化し、国際人権法が保障する国内避難民の人権を控訴人に適用することを、キッパリと拒否したのです。

これ以上、国際社会の良識に背を向けた、引きこもりの態度はありません。

5. 私たち控訴人、代理人、支援者一同は、仙台高等裁判所が避難者の「裁判を受ける権利」と「国際人権法が保障する国内避難民の人権」を侵害したという誤りを改め、「審理の終了を撤回し、速やかに弁論を再開し、国際人権法に基づいた徹底的な真相解明を行うこと」を心から強く求めます。

6. いまや、この裁判は単なる国内問題ではなく、世界の良識が注目する国際問題です。

国際問題として、仙台高等裁判所が、原発事故という自身には全く責任の全くない事態によって全てを奪われ避難せざるをえなかった控訴人と福島県民の切なる願いを誠実に受け止めるのかどうかを、その一挙手一投足を国連人権理事会に通報する所存です。

『鳴り砂』2-125号(通巻304号)別冊

2023年7月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>